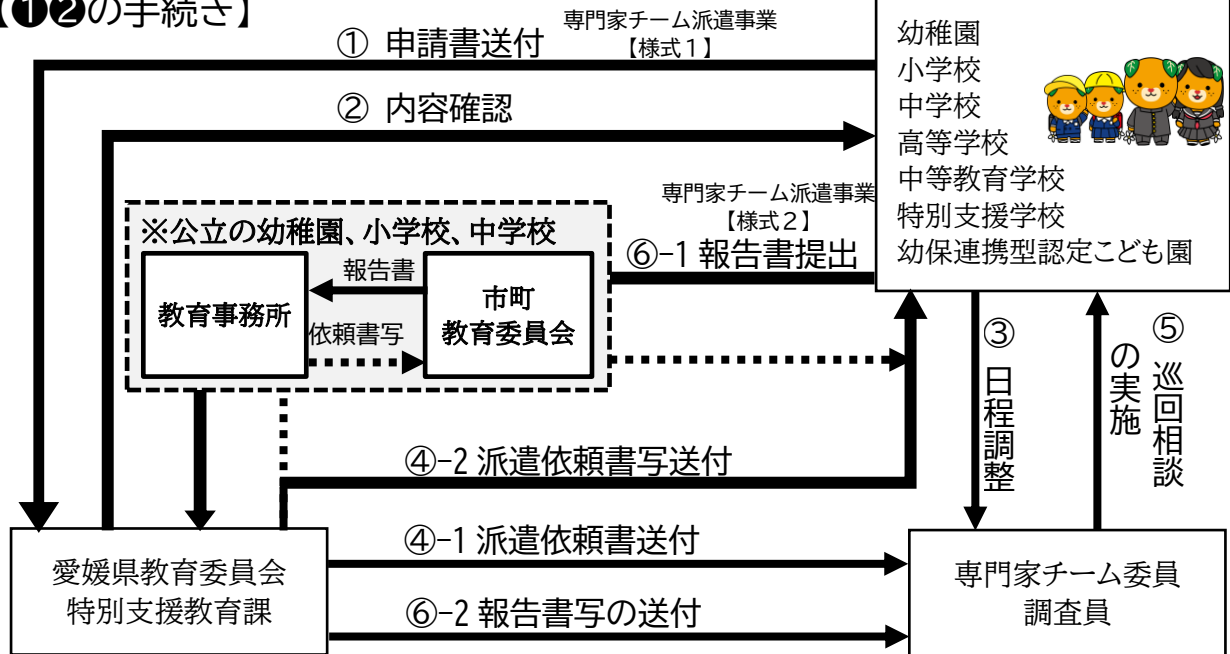


特別支援教育専門家チーム実施の手続き

- ① 当該幼児児童生徒の望ましい教育的対応の検討
- ② 教育支援体制の整備に関する指導及び助言
- ③ 障がいの有無の判断

【①②の手続き】



※ 公立の幼稚園、小学校、中学校については、市町教育委員会→各教育事務所を通じて、報告書を愛媛県教育委員会（特別支援教育課）に提出する。

【③の手続き】

